

平成28年（ワ）第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

準備書面（3）

平成29年3月31日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清水



同 弁護士 野間



同 弁護士 出口 かつお



第1 被告ウェッジらに対する求釈明

1 被告ウェッジらに対し、

被告ウェッジらは、同被告第1準備書面「第1 はじめに」において、「捏造」の対象となる事実として、①ないし③の事実を列挙しているが、そのうち③においては「さも実験によって『結果を代表する意味を持つデータ』が得られたかのように議論を進めたこと。」とする。

しかしながら、「議論を進める」という行為は極めて多義的であり、到底それ自体が「捏造＝事実ではない事を事実のようにこしらえる」行為とは読み取れない。

したがって、ここでいう「議論を進めた」というのは、具体的にどのような事実（原告のどのような行為）を指すのか明らかにされたい。

## 2 被告らに対し、

甲1 P 4 2 第4段において「捏造である」とされている「チャンピオンデータで議論を進める」にいう「チャンピオンデータ」とは、本件で具体的にいかなるデータ（又は事実）を指すのか、また「チャンピオンデータで議論を進める」とは、上記の被告ウェッジらが主張する③の行為と同一の行為を指すのか、異なるのであればどのような行為を指すのか明らかにされたい。

以下、被告ウェッジら第1準備書面「第1」に列挙した①ないし③を、単に、「被告ウェッジ主張①」「被告ウェッジ主張②」「被告ウェッジ主張③」という形で表記する。

## 第2 被告らの主張に対する検討

以下述べる通り、「捏造」が何を指すのか、についての被告らの主張は、①複数箇所で使用されている「捏造」という単語について、それぞれの箇所でのどのような意味にて用いているかを特定しておらず、②また、意味的にも到底社会一般の読者が読み取ることができる内容ではなく、いずれも失当である。

1 まず改めて、甲1及び甲2において「捏造」と表現されている箇所を列挙すると、以下の通りとなる。

(1) 甲1は、以下の5箇所である。

ア P 4 0 「崩れる根拠、暴かれた捏造」

イ P 4 1 第1段「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」

ウ P 4 2 第3段「これは重大な捏造である。」

エ P 4 2 第4段「(チャンピオンデータで議論を進めるのは) 紛れもない捏造である。」

オ P 4 4 第 4 段「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち」

(2) 甲 2 は、以下の 3 箇所である。

カ 1 枚目「子宮頸癌ワクチン研究班が捏造」

キ 4 枚目「捏造の意図があったと結論付けざるを得ない。」

ク 7 枚目「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち」

(3) このうち、ア及びカはタイトル、イは導入、オ及びクは末尾のまとめであって、その箇所において「捏造」行為の特定はない。また、キも、そもそも甲 2 自体が甲 1 を参照することを前提とした記事であることに加え、当該箇所がそれまでの事実整理をまとめた箇所となっており、やはり明確な「捏造」行為の特定はなされていない。

したがって、結局これらの記事において「捏造」行為として事実が特定されていると言い得るのは、甲 1 のウ及びエの二箇所のみであり、その他の「捏造」の表現は、これらの二箇所で指摘されている行為を以て総括的に繰り返し表現されているに過ぎないというべきである。

2 以上の検討と、被告らの主張を整合すると、「捏造」が指す行為は、以下のよう  
に整理すべきである。

(1) まず、甲 1 P 4 2 第 3 段「これは重大な捏造である。」における「捏造」が指す行為は、被告ウェッジ主張②に対応する。

もっとも、被告ウェッジ主張②の事実摘示の内容は不正確である。すなわち、被告ウェッジ主張②は「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した…」とする。しかしながら、当該箇所は、そもそも前後とも A 氏の発言を紹介している箇所であり、しかもその直前に「手渡した」という表記があることから、「手渡した」主語はどのように読んでも A 氏である。

したがって、この箇所が摘示する「捏造」たる事実は「原告が、A氏から手渡された子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと」と整理すべきである。被告ウェッジ主張②は、この点を意図的に欠落させており失当である。当該記事は、A氏が行った実験によって提供された写真を、原告が意図的に選別したという行為を批判していることは明らかであること、また「捏造」という語義に照らしても、A氏が行った実験によって提供された写真を、原告が意図的に選別したという行為なくしておよそ「捏造」といいうる行為になり得ないことから、上記の整理が正当である。

(2) 次に、P 4 2 第4段「(チャンピオンデータで議論を進めるのは) 紛れもない捏造である。」は、被告ウェッジ主張②あるいは③のいずれに対応するのか定かではない。

ア まず前提として、被告ウェッジらは、被告ウェッジ③に続く箇所において「原告は③については争っていない。」と主張するが、事実に反する。原告が認めるのは、「本件実験の結果が『実験区ごとに各一匹のマウスから採取された血清を用いたもの』」であり、これに続く「さも、実験によって『結果を代表する意味を持つデータ』が得られたかのように議論を進めたこと。」についてまで認めるものではないし、ましてやこれが「捏造」に該当することを争わない趣旨ではない。

イ 「チャンピオンデータ」の語義として、甲1の当該記事の直前に「チャンピオンデータとは、仮説にとって都合の良いデータのこと」とある。この概念自体が多義的であり、被告ウェッジ主張②のように「データを選択した」という行為を指すようにも読めるし（通常の用途としてはこの語義である）、被告ウェッジ主張③のように、「本件実験の結果が『実験区ごとに各一匹のマウスから採取された血清を用いたもの』」に過ぎないことを指すようにも、あるいは

その両方を指すようにも読める。

ウ したがって、これらは最終的に被告らの釈明を待って反論する。

(3) なお、被告ウェッジ主張①及び被告村中の主張全般は、「捏造」という言葉の定義、及び、社会一般の読者が普通に甲1あるいは甲2を読んだ際に読み取ることができる内容に照らすと、およそ採用できるものではない。

ア 被告ウェッジ主張①は、原告のNEWS 23の発言内容を「捏造」とするようであるが、ニュース番組における発言行為そのものを「捏造」と表記することは語義に照らして無理がある。また、このニュース番組での発言を引用した直後の表現である甲1 P 41 第1段「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」の前後を読めば、「捏造行為」は実験過程に存在するとしか読み取ることができない。

イ また、被告村中が「捏造」と主張する『原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言』が、『実際に実施された本件マウス実験の内容』から隔たりがあるという意味」というまとめは失当であり、到底採用の余地はない。

「発表・発言」が「実験内容」と「隔たりがある」ということは、「捏造」の語義と全く異なるし、上記のように、甲1 P 41 第1段「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」という記載からは、「捏造行為」は、実験過程に「存在」と指摘していることが明らかであり、「発表・発言」が「実験内容」と隔たりがあることを「捏造」と読むことは到底不可能である。被告村中がこのような内容の主張を維持するのであれば、「捏造」と記載したことの真实性・相当性が認められる可能性はなく、反証の必要性すらない。

被告村中は、現時点まで、自らの記事の記載についての合理的根拠を全く示さないまま、実験全般に関して広汎な資料提出を求めているが、このようなことが認められれば、あらゆる実験について「捏造」とのレッテルを貼った名誉

毀損的言動による批判が限定なく可能になり、これに反論するためには全ての実験結果の検証を余儀なくされるといふ、極めて不当な結果となる。このような被告村中の応訴態度は、ジャーナリズムの名の下に意図的に展開される科学への圧力であり、到底容認されるべきではない。

(4) よって、上にまとめたように、

ア 甲1P42第3段「これは重大な捏造である。」における「捏造」は、「原告が、A氏から手渡された子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと」という意味であり、

イ 「原告がチャンピオンデータで議論を進めたこと」が具体的にいかなる事実を指すかについての被告らの説明にもよるが、それ以外は、アの「捏造」を総合して繰り返し指摘したに過ぎない、  
ものと認定すべきである。

### 第3 原告の認否

1 被告らの主張に対し、上記「第2」2の整理を前提とした原告の主張をまとめると以下の通りとなる。

(1) まず、被告らの主張する「捏造」の意味については全て争う。

(2) 甲1及び甲2の「捏造」のうち、

ア 甲1P42第3段「これは重大な捏造である。」の「捏造」が意味する行為は、「原告が、A氏から手渡された子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと」と理解すべきである。

これに対し原告はこうした事実の存在、及び、これが「捏造」に該当するこ

と、のいずれも否認する。原告がA氏から画像を手渡された事実はないし、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」という事実もない。また、そもそもこのような一部のスライドだけを発表する行為は「事実でない事を事実のようにこしらえること」ではないから、「捏造」ではない。

イ 甲1 P 4 2 第4段「紛れもない捏造である。」の「捏造」が意味する行為は、「原告がチャンピオンデータで議論を進めたこと」であるが、この意味が依然として不明確であることは繰り返し述べた通りである。

(3) 甲1及び甲2のその他の「捏造」は、いずれも上記(2)を受けた表記であり、別個の事実摘示はない。

(4) したがって、原告が「捏造」をした事実はないのであり、被告らの行為は不法行為にほかならない。

以上